

岡山市私立幼稚園協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山市における幼児教育の育成充実を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、その要件については当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者負担の軽減に関する事業 主として幼稚園（岡山市私立幼稚園協会に加盟する幼稚園（岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する幼稚園を除く。）に限る。）に在籍する園児の保護者を対象とした幼児教育に関する経済的又は精神的な負担の軽減に資する研修その他の行事であること。
- (2) 幼児の就園奨励に関する事業であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの
 - ア 未就園児の保護者に幼稚園の活動内容等を周知するものであること。
 - イ 未就園児が幼稚園の教育活動を体験するものであること。
- (3) 幼児教育の研究及び調査に関する事業であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの
 - ア 主として幼稚園における幼児教育の充実を図るものであること。
 - イ 教員の専門性や資質向上を図るものであること。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、岡山市私立幼稚園協会とする。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費は、次に掲げるものに限る。

- (1) 報償費

- (2) 旅費
- (3) 需用費及び備品購入費
- (4) 役務費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 委託料
- (7) 負担金
- (8) その他教育委員会が必要と認める経費
(補助金の額)

第6条 補助金額は、前条に定める補助事業に要する経費を上限として、教育委員会が別に定める額とする。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第7条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月17日から施行する。